

改正

令和元年9月18日告示第176号

令和3年3月17日告示第140号

令和4年3月29日告示第149号

令和5年3月29日告示第130号

盛岡市市街地再開発事業補助金交付要綱

(目的)

第1 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、市街地再開発組合等が行う市街地再開発事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において「市街地再開発組合等」とは、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編第1章イ-16-(1)2の2第1号に掲げる施行者のうち、市街地再開発事業を施行する個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、特定建築者、再開発準備組織及びタウン・マネージメント・センターをいう。

2 この要綱において「市街地再開発事業」とは、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する第1種市街地再開発事業及び第2種市街地再開発事業をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、市街地再開発組合等が市街地再開発事業を行う場合に要する次に掲げる経費（再開発準備組織にあつては、第1号アに掲げる費用に限る。）で、国要綱に定めるところに従って算定した額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とし、これに対する補助額は、当該経費の3分の2に相当する額以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 調査設計計画に係る次に掲げる経費

ア 事業計画作成費

イ 地盤調査費

ウ 建築設計費

エ 権利変換計画作成費

(2) 土地整備に係る次に掲げる経費

ア 建築物除却等費

イ 仮設店舗等設置費

ウ 補償費等

(3) 共同施設整備に係る次に掲げる経費

ア 空地等整備費

イ 供給処理施設整備費

ウ その他の施設等整備費

2 市街地再開発組合等が行う市街地再開発事業で、国要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(18)に規定する事業に該当する場合は、国要綱に定めるところに従って算定した額以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を前項に規定する補助額に加算するものとする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和9年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 施行区域（市街地再開発事業を実施する区域をいう。以下同じ。）内の敷地面積に対する老朽建築物、非耐火建築物及び旧耐震基準により建築された建築物の建築面積の割合

(2) 市が平成30年3月に策定した中心市街地活性化つながるまちづくりプランに定められた中心市街地の定住人口

(3) 施行区域の周辺の歩行者及び自転車の通行量

(申請の取下期日)

第5 規則第8条に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

制定文 抄

平成3年6月1日から施行する。

改正文（令和4年告示第149号抄）

令和4年4月1日から施行する。

改正文（令和5年告示第130号抄）

令和5年4月1日から施行する。

別表（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
----	------	------	------

規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 事業内容の分かる書類（工事図面、所在地図等） 5 法人又は団体の場合は、前年度の決算書 6 納税証明書（課税法人に限る。） 7 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部 1部 1部	補助事業を開始しようとする日
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	変更しようとする日の15日前
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	中止し、又は廃止しようとする日の15日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 事業結果の分かる書類（完成写真、報告書等） 5 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部	完了から14日以内又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定通知書を受領した日から起算して14日以内
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	支払いを希望する日の14日前
規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1部	処分しようとする日の15日前